

**豊中市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業
業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領**

1. 目的

本要領は、豊中市が実施する豊中市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業業務（以下「試行的事業」という。）を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）で選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2. 業務の名称及び概要

（1）事業名

豊中市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業業務委託

（2）業務の内容

別紙「豊中市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）業務委託予定事業者数

4 事業者（実施施設は、市内に所在する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園のいずれかの施設）

（4）業務委託期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで（準備期間含む）

（5）業務委託提案上限額

1 事業者当たり 5,535,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※別紙 1 の委託額の計算例を参考に、提案上限額を超えないよう定員設定等を行うこと。

3. 参加資格

本件に参加できるものは、本要領 2（3）に掲げる施設を設置・運営するもののうち、当該事業を的確に遂行する能力を有するほか、次の（1）～（4）をすべて満たしていることを要件とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2）豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- （3）豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開

始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、豊中市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

4. スケジュール

内 容	日 時
公募開始	令和 6 年（2024 年）3 月 8 日（金）
質問書の提出期限	令和 6 年（2024 年）3 月 18 日（月）
質問書に対する回答予定日	令和 6 年（2024 年）3 月 22 日（金）
参加表明書・企画提案書等の提出期限	令和 6 年（2024 年）4 月 5 日（金）
面接審査	令和 6 年（2024 年）4 月 15 日（月）～4 月 17 日（水）
審査結果の通知	令和 6 年（2024 年）4 月下旬
委託契約の締結	令和 6 年（2024 年）5 月上旬

5. 質問および回答

（1）質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成および提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価および審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は受けつけない。また、電話およびファクスでの質疑応答は行わない。

（2）質問および回答の方法

- ア 様式 質問書（様式 1）を使用すること
- イ 提出先 本要領 12 に掲げる担当課
- ウ 提出方法 電子メールで提出することとし、複数回にならないようにまとめて提出すること。なお、メールの件名は、必ず「誰でも通園試行的事業プロポーザルに関する質問」とすること。
- エ 提出期限 令和 6 年（2024 年）3 月 18 日（月）17 時（締切厳守）
- オ 回答方法 質問に対する回答は、令和 6 年（2024 年）3 月 22 日（金）中に豊中市ホームページに掲載する予定

6. 参加表明書および企画提案書の提出

（1）提出書類および提出方法

次により書類を提出すること。

- ア 提出期限 令和 6 年（2024 年）4 月 5 日（金）17 時（締切厳守）
- イ 提出先 本要領 12 に掲げる担当課
- ウ 提出方法 持参または郵送（提出期限内必着）

エ 提出書類

書 類		様 式	必要数
1	参加表明書	様式 2	1 部
2	企画提案書 ※1	様式 3	6 部
3	団体概要（法人概要等）		1 部
4	暴力団排除に係る誓約書	様式 4	1 部
5	定款または寄付行為の写し ※2		1 部
6	履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）		1 部

※1 添付資料も含め 6 部提出

※2 法人格を有しない場合は運営規約等の写し

（2）企画提案の内容

企画提案書は、次の項目について簡潔に記載すること。なお、企画提案書の記載内容により事業者の提案内容や業務理解度などを判断するが、本プロポーザルによる受託候補者の提案内容をすべて実施することを保証するものではない。また、提案内容については、業務委託提案上限額の範囲内において実施可能な業務を記載すること。

ア 実施計画

試行的事業に係る預かり方法は、定期利用を基本とする。ただし、定期および自由利用の併用も可とするが、併用して実施する場合は、その理由を記載すること。

預かり実施日および預かり人数について記載すること。なお、預かり人数については、施設における人員配置および設備基準をもとに実現可能なものを精査のうえ記載すること。また、利用時間（1 人当たり月 10 時間）の管理方法について記載すること。

イ 実施方針

試行的事業の実施による効果や課題、こどもの安全対策および障害児の受け入れに対する考え方等について詳細に記載すること。

ウ 子育て支援事業の実績

施設において、子育て支援にかかる事業を独自に行っている場合、その内容（定員や利用者の募集・選定方法、利用料金を含む）や事業実績について詳細に記載すること。なお、応募施設で実施している事業のみを記載すること。

エ 職員が受講済みもしくは受講予定の研修等

試行的事業の実施にあたり、担当する職員が既に受講している、もしくは受講する予定の研修等について、その目的と内容について記載すること。

オ 人権等に関する取り組み

事業者が取り組んでいるこどもの人権、性被害防止、不適切保育防止に係る内容について記載すること。

7. 審査

(1) 審査方法

豊中市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、(2) 評価項目および配点表に基づき面接審査を行い、企画提案書等の内容について評価する。

(2) 評価項目および採点

評価対象	評価項目	配点
企画提案書等	試行的事業の実施計画	30
	試行的事業の実施方針	50
	子育て支援事業の実績	10
	人権等への取り組み	10
総合評価点		100

8. 受託候補者の決定

(1) 選定方法

審査委員会において審査した結果、全体配点の 6 割以上の者のうち上位 4 者を受託候補者として選定する。評価点が同一の者がいる場合は、本要領 7（2）に示す評価項目のうち「試行的事業の実施方針」の評価点により判断する。なお、審査結果は、審査委員会として最終合議の上、一本化して確定するものとする。

(2) 受託候補者の決定通知

受託候補者として選定した者および選定しなかった者に対し、結果通知書により通知するものとする。

9. 企画提案書等の無効および参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が参加資格を失った場合には、次順位の者と手続きを行う。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 受託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10. 契約

受託候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。契約内容等については、協議の中

で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。なお、仕様書に定めのない事項、もしくは仕様書について解釈上疑義の生じる事項がある場合は、本市と協議の上、実施すること。

1 1. その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、ヒアリングや検討会への参加等に要する費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の作成に当たって、必要に応じて、参考書類を添付しても差し支えない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、事業者が無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (5) 提出された書類等は、審査および説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差し替え等は一切認めない。
- (7) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出すること。
- (8) 評価結果等についての電話等での問い合わせには応じない。

1 2. 担当課

豊中市こども未来部こども事業課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

TEL : 06-6858-2256、2257 FAX : 06-6854-9533

E-mail : kodomo-jigyoku@city.toyonaka.osaka.jp

委託額の計算例

委託単価

(基本単価) こども 1 人当たり 1 時間 850 円

(加算) 障害児 1 人当たり 1 時間 400 円

①7 月から通園を開始し、平日 4 日で各日 10 人が月 10 時間利用。うち、各日 2 人は障害児として積算

1 人 1 時間当たり 850 円×月 10 時間×9 か月×10 人×平日 4 日…①

(加算) 障害児加算 1 人 1 時間当たり 400 円×10 時間×9 か月×2 人×平日 4 日…②

①3,060,000 円+②288,000 円=3,348,000 円×1.1 (消費税) = 3,682,800 円